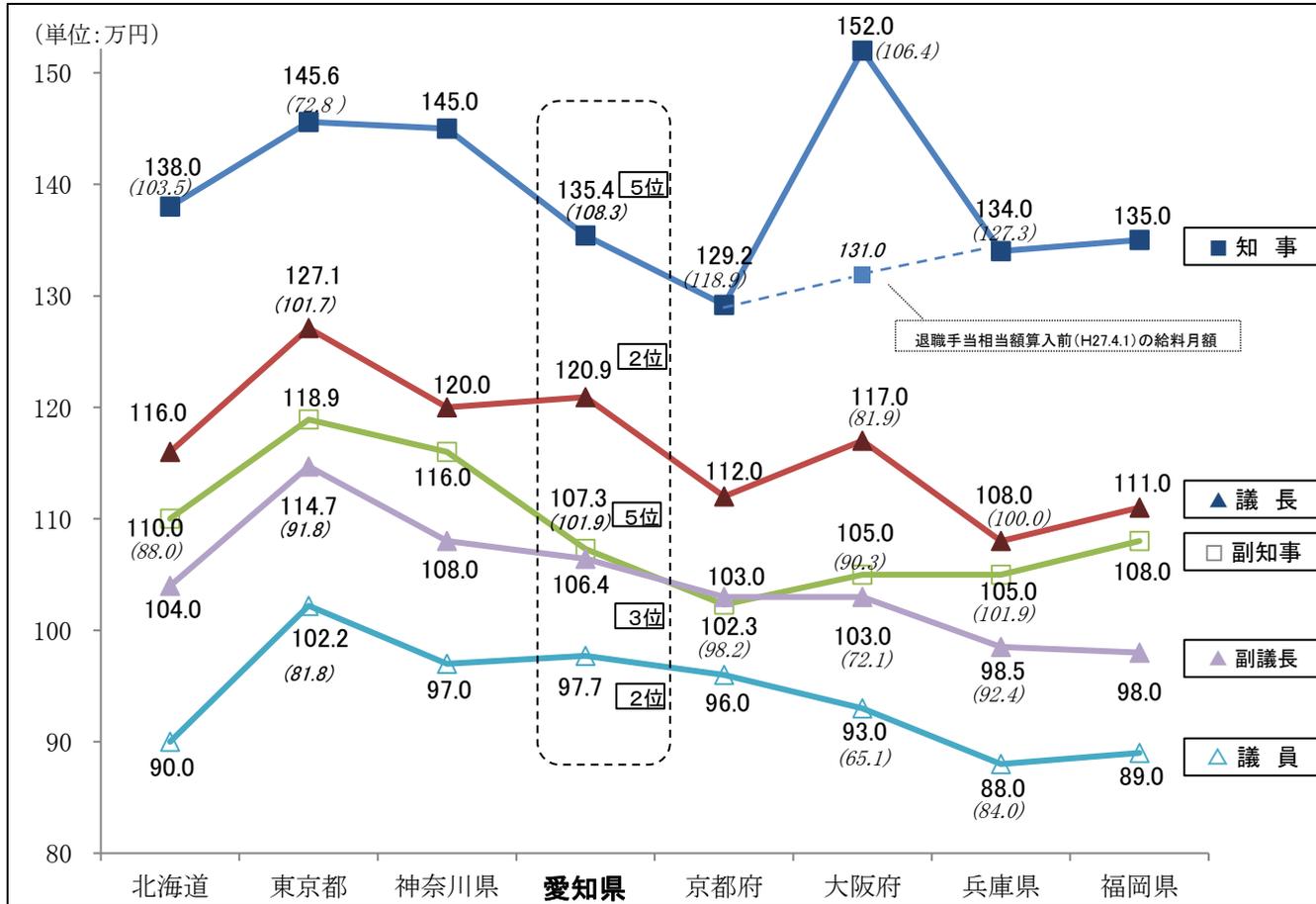


1 主要都道府県 特別職の報酬等の月額 (平成30年4月1日現在)



改定年月日(知事)		H30.4.1までの経過年月数	過去の改定経過 [前回改定からの経過年月数]
北海道	4. 10. 1	25年6月	4. 10 [2年0月] 2. 10 [5年6月]
東京都	28. 4. 1	2年0月	28. 4 [1年0月] 27. 4 [1年0月]
神奈川県	7. 12. 1	22年4月	7. 12 [4年0月] 3. 12 [3年8月]
愛知県	27. 4. 1	3年0月	27. 4 [8年3月] 19. 1 [3年1月]
京都府	18. 4. 1	12年0月	18. 4 [10年1月] 8. 3 [4年0月]
大阪府	28. 4. 1	2年0月	28. 4 [4年0月] 24. 4 [20年0月]
兵庫県	25. 4. 1	5年0月	25. 4 [20年11月] 4. 5 [3年5月]
福岡県	5. 4. 1	25年0月	5. 4 [3年0月] 2. 4 [4年0月]

<大阪府知事の給料について(平成28年~)>
 ◆退職手当を廃止し、廃止前の一任期(4年)分の額を1か月相当に割り戻して給料の額に算入するとともに、過去の累積改定率を参考にして、平成28年度から給料の額を引き上げた。

(注) ()内は、財政事情等により報酬等を減額している都道府県における減額後の額を示す。

<参考>

区分	総理大臣	国务大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員	適用年月日	改定の時期
国	201.0 (140.7)	146.6 (117.3)	140.6 (112.5)	119.9 (107.9)	217.0	158.4	129.4	27.4.1	一般職に準じて改定

(注) ()内は、自主返納(総理大臣30%、国务大臣・副大臣20%、大臣政務官10%)後の額を示す。
 (平成26年4月から終期末定)